

医療費が**高額**になったら

高額療養費をご申請ください

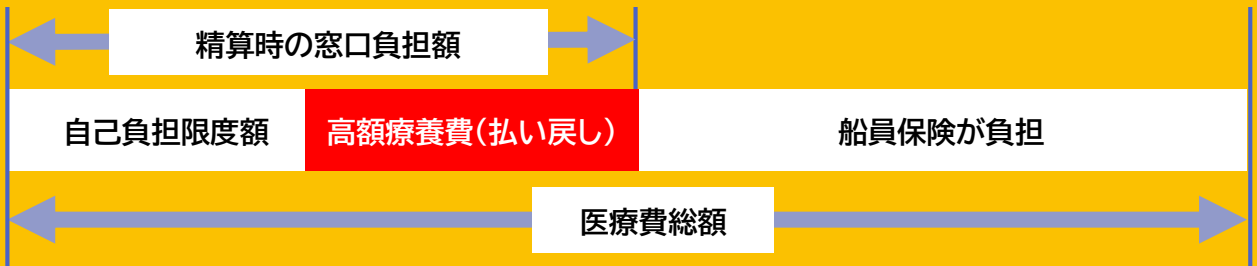
高額療養費とは、ひと月(1日から月末まで)にかかった医療費の窓口負担額が高額になった場合、一定の金額(自己負担限度額)を超えた分が、あとで払い戻される制度です。

自己負担限度額は、年齢・被保険者の所得区分により設定されています。

制度の詳細や自己負担限度額は右の二次元コードから船員保険部ホームページへアクセスのうえご確認ください。



船員保険部ホームページ

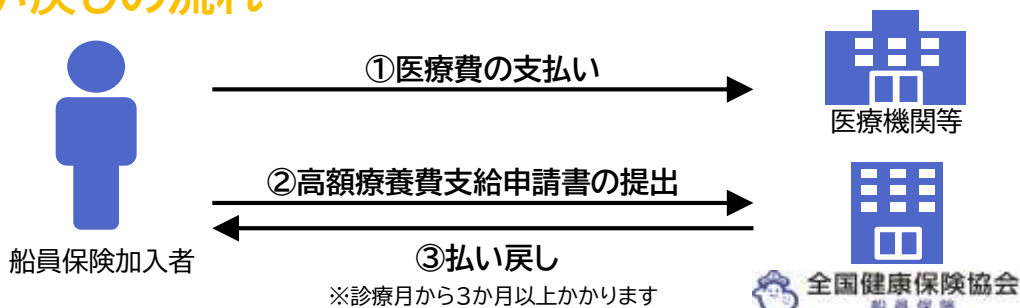


高額療養費として医療費が払い戻される例

- 入院時に支払った医療費が自己負担限度額を超えた
- 処方された薬を調剤薬局で受け取り、通院と調剤薬局の医療費合計が自己負担限度額を超えた
- 被保険者と被扶養者が同一月にそれぞれ支払った医療費合計が自己負担限度額を超えた 等

※入院時の食事代、差額ベッド代、保険外診療の自費負担分等は高額療養費の対象になりません。

払い戻しの流れ



マイナ保険証(または限度額適用認定証)を医療機関等に提示すると、自己負担額を超えた費用の一時的な支払いが不要になりますので、ぜひご利用ください。



全国健康保険協会

船員保険

〒102-8016

東京都千代田区富士見2-7-2 ステージビルディング 14 階

TEL 03-6862-3060

営業時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分(土日・祝日、年末年始は除く)

メルマガ
「うみがめ〜る」
会員募集中



PICK UP 情報
船員保険部からの旬な
お知らせをいつでも
確認できます!

